

保育の必要性の認定に係る保育標準時間認定・保育短時間認定の区分について

参考資料1

保育の必要性の事由	認定区分	国の基準	和光市	朝霞市	新座市	志木市
就労	標準時間	就労時間が1か月当たり120時間以上である場合	就労時間が1か月当たり120時間以上である場合	就労時間が1か月当たり120時間以上である場合	就労時間が1か月当たり120時間以上である場合	就労時間が1か月当たり120時間以上である場合
	短時間	就労時間が1か月当たり120時間未満である場合	就労時間が1か月当たり120時間未満である場合	就労時間が1か月当たり120時間未満である場合	就労時間が1か月当たり120時間未満である場合	就労時間が1か月当たり120時間未満である場合
	短時間認定に係る取扱い	延長保育の利用による利用者負担発生の負担を避ける観点から、月120時間未満であっても、施設が規定する利用時間帯（8時間）を超えて利用せざるを得ないことが状態と認められる場合は、市町村の判断により、保育標準時間認定とすることも可能	特例規定なし	利用者（保護者）から、保育標準時間への変更に関する要望書の提出により、通勤時間・拘束時間等を確認のうえ、保育標準時間認定としている。	保育の利用希望時間に通勤時間を含めた時間で記載。 認定時には、希望時間を考慮し、標準時間認定としている。	重要事項説明書10 支給認定は、基本的に全員の方を「保育標準時間認定」で認定。保育短時間認定を希望する場合、変更の手続きが必要